

愛知県産科医療施設施設設備整備費交付要綱

(通則)

第1 愛知県産科医療施設施設設備整備費（以下「施設設備整備費」という。）は、予算の範囲内において助成するものとし、その助成に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2 産科施設において分娩取扱の継続が難しい場合に、妊婦健診等を担う施設として診療を継続することで地域の他の産科施設の負担が軽減されるよう、財政的支援を実施することにより、地域の実情に応じた産科施設の役割分担を進め、周産期医療提供体制を確保することを目的とする。

(施設設備整備費の対象者)

第3 施設設備整備費の対象者は、次に掲げる要件を全て満たすもの又はこれに準じるものと愛知県知事が判断し、厚生労働大臣が適当と認めた産科医療機関とする。

- (1) 令和6年度において妊産婦の健康診査を実施すること。
- (2) 令和6年度において産後の健康診査及び産後ケアを実施することが望ましい。
- (3) 令和6年度において分娩を取り扱っていない、又は分娩取扱の継続が困難であること。

(整備の基準)

第4 施設の整備は、妊婦健診を含む外来診療等に必要なスペースの設置又は改修等を行うものとし、設備の整備は、妊婦健診を含む外来診療等に必要な診察台、超音波診断装置等を整備するものとする。

(施設設備整備費の対象除外)

第5 次の補助金の交付を受ける産科医療機関は、施設設備整備費の対象としない。

- (1) 平成21年4月1日医政発0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」の別添「産科医療確保事業等実施要綱」に基づき実施する産科医療機関確保事業（令和6年度に実施する事業に限る。）
- (2) 愛知県分娩取扱施設運営費

(交付額の算定方法)

第6 施設設備整備費は、次により算定したものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 施設の整備

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に本体工事の契約を締結している産科医療機関であって、令和8年3月31日までの間に新築、増改築及び改修に着手している者に対して交付されるものとし、その交付額は、次のアからイにより算出された額とする。

ア 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
1 施設当たり 16,800 千円	令和6年度及び令和7年度における 産科医療施設として必要な次の各部門 の新築、増築、改築及び改修に要する工 事費又は工事請負費 診療部門 (診察室、病室等)	2分の1

(2) 設備の整備

交付額は、次のアからイにより算出された額とする。

ア 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額の合計額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
1 施設当たり 7,279 千円	令和6年度における妊婦健診を行う 産科医療施設として必要な医療機器購 入費（設置費を含む。）	2分の1

(申請手続)

第7 規則第3条の規定による申請書及び添付書類の様式は、別紙様式1のとおりとし、その提出部数は、1部とする。

2 前項の規定による申請書の提出時期は、別に定める。

(申請の取下げ)

第8 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から30日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第9 助成事業者は、助成事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ、変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた助成金の額に変更をきたさない場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(助成事業の中止又は廃止)

第10 助成事業者は、助成事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、知事の承認を受けなければならない。

(事業遅延の報告)

第11 助成事業者は、助成事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合はその理由を、助成事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び遂行状況を記載した書類1部を知事に提出して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第12 規則第13条に定める実績報告書及び添付書類の様式は、別紙様式2のとおりとし、その提出部数は1部とする。

2 前項に定める実績報告書の提出期限は助成事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い期日とする。

(助成金の交付)

第13 助成金は、事業の完了後支給する。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を概算払又は前金払により交付することができる。

(助成金の額の確定)

第 14 知事は、前条による実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該助成事業の成果が助成の決定の内容に適合するものと認めたときは、助成すべき額を確定し、事業対象者に対し通知する。

(助成金の精算)

第 15 助成事業者は、第 14 条の規定により助成金の額が確定した場合及び第 9 条の規定に基づく計画変更の承認を受けた場合であって、概算払で支給された金額が助成額を上回っている場合は、その金額を知事が指定する期日までに返還しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告)

第 16 助成事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式 3 により、速やかに知事に報告しなければならない。提出部数は 1 部とする。

2 前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第 17 規則第 20 条ただし書に規定する知事が定める期間は、「減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）」に定められている期間又は、それに準ずるものと認められる期間とする。

2 規則第 20 条第 2 号に規定する知事の定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円（民間団体にあつては 30 万円）以上のものとする。

3 給付事業者が規則第 20 条の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、知事は、その支給した給付金の全部又は一部に相当する金額を納付させることがある。

(関係書類の整備)

第 18 助成金の交付を受けた助成事業者が地方公共団体である場合には、助成事業対象者は助成事業にかかる予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業が完了した日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

2 助成金の交付を受けた助成事業対象者が地方公共団体以外の場合には、助成事業者は助成金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、助成事業の完了した日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

（調査協力）

第19 産科医療機関は、厚生労働省医政局が実施する各種調査等に協力し、事業の実施状況を報告すること。

（実施細則）

第20 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月25日から施行し、令和7年4月1日から適用する。